

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年1月13日
【四半期会計期間】	第18期第3四半期（自平成23年9月1日至平成23年11月30日）
【会社名】	株式会社 一六堂
【英訳名】	ICHIROKUDO CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 柚原 洋一
【本店の所在の場所】	東京都中央区八重洲一丁目8番9号
【電話番号】	03-3510-6116
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 大木 貞宏
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区八重洲一丁目8番9号
【電話番号】	03-3510-6116
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 大木 貞宏
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄三丁目8番20号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第17期 第3四半期連結 累計期間	第18期 第3四半期連結 累計期間	第17期 第3四半期連結 会計期間	第18期 第3四半期連結 会計期間	第17期
会計期間	自平成22年 3月1日 至平成22年 11月30日	自平成23年 3月1日 至平成23年 11月30日	自平成22年 9月1日 至平成22年 11月30日	自平成23年 9月1日 至平成23年 11月30日	自平成22年 3月1日 至平成23年 2月28日
売上高（千円）	6,396,833	7,063,500	2,185,323	2,480,023	8,862,556
経常利益（千円）	270,389	545,177	90,101	239,987	562,064
四半期（当期）純利益（千円）	83,958	167,154	38,976	116,806	213,266
純資産額（千円）	-	-	4,019,453	4,235,645	4,155,557
総資産額（千円）	-	-	6,941,888	6,731,424	6,943,126
1株当たり純資産額（円）	-	-	47,117.52	496.52	48,712.97
1株当たり四半期（当期）純利益 金額（円）	984.28	19.59	456.89	13.69	2,500.16
潜在株式調整後1株当たり四半期 （当期）純利益金額（円）	886.05	17.70	412.06	12.34	2,251.38
自己資本比率（％）	-	-	57.9	62.9	59.9
営業活動による キャッシュ・フロー（千円）	276,341	761,428	-	-	697,896
投資活動による キャッシュ・フロー（千円）	927,585	288,723	-	-	1,093,845
財務活動による キャッシュ・フロー（千円）	995,937	628,791	-	-	801,207
現金及び現金同等物の四半期末 （期末）残高（千円）	-	-	1,324,373	1,207,368	1,378,289
従業員数（人）	-	-	241	239	238

（注）1．当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。

2．売上高には、消費税等は含まれておりません。

3．平成23年11月18日付で、普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。

2【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動はありません。

3【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成23年11月30日現在

従業員数（人）	239(1,124)
---------	------------

（注）従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者及びグループ外から当社グループへの出向者はありません。）であり、臨時雇用者数（パートタイマーを含みます。人材会社からの派遣社員は除きます。）は、当第3四半期連結会計期間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成23年11月30日現在

従業員数(人)	237(734)
---------	----------

（注）従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマーを含みます。人材会社からの派遣社員は除きます。）は、当第3四半期会計期間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。

第2【事業の状況】

1【仕入及び販売の状況】

(1) 仕入実績

当社グループは、飲食事業ならびにこれに付帯する業務の単一セグメントであるため、当第3四半期連結会計期間の仕入実績を品目別に示すと、次のとおりであります。

品目別	当第3四半期連結会計期間 (自 平成23年9月1日 至 平成23年11月30日)	前年同期比 (%)
アルコール・飲料 (千円)	240,464	114.2
食材 (千円)	418,289	108.3
うち鮮魚 (千円)	111,136	92.7
合計 (千円)	658,754	110.4

- (注) 1. 金額は仕入価額によって表示しております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 販売実績

当社グループは、飲食事業ならびにこれに付帯する業務の単一セグメントであるため、当第3四半期連結会計期間の販売実績を業態別に示すと、以下のとおりであります。

業態別	当第3四半期連結会計期間 (自 平成23年9月1日 至 平成23年11月30日)	前年同期比 (%)
飲食事業 (千円)	2,414,820	113.3
天地旬鮮 八吉 (千円)	1,321,768	114.1
五大陸 (千円)	151,968	70.0
黒き (千円)	190,541	87.3
銀の月 (千円)	117,769	106.6
その他 (千円)	632,773	148.2
商品卸売事業 (千円)	51,832	124.0
その他事業 (千円)	13,369	106.9
ライセンス販売 (千円)	800	100.0
その他 (千円)	12,569	107.4
合計 (千円)	2,480,023	113.5

- (注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2【事業等のリスク】

当第3四半期連結会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、又は、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第3四半期連結会計期間のわが国経済は、東日本大震災により打撃を受けた企業活動等に回復基調が見受けられたものの、欧州財政危機等による海外経済の減速や円高の長期化も相まって、経済情勢の先行きに対する不透明感がますます高まっております。

外食業界におきましても、原子力発電所事故の発生を機に「食の安全」について、消費者の不安心理はさらに高まり、安全性への各社の取組みが、消費者にとり具体的な消費行動の一つの判断基準となっております。

このような状況の下、当社グループにおきましては、客単価5,000円前後の主力和食業態「天地旬鮮 八吉」を中心に、主として東京都内のビジネス街に店舗展開を進めており、同業他社とは一線を画した営業戦略で差別化を図っております。出店戦略につきましては、当連結会計年度においては積極的な出店を計画しておりますが、当第3四半期連結会計期間におきましては、新規店舗が1店舗、既存店舗の業態変更等によるリニューアルオープンが1店舗となっており、当第3四半期連結会計期間末の店舗数は、84店舗となっております。

以上の結果、当第3四半期連結会計期間の売上高は2,480,023千円（前年同四半期比13.5%増）となりました。当第3四半期連結累計期間に新規オープンした合計9店舗が想定を超える業績で推移し、既存店舗も新規オープン店舗同様、概ね好調に推移しました。

営業利益は201,304千円（前年同四半期比194.4%増）、経常利益は239,987千円（前年同四半期比166.4%増）、四半期純利益は116,806千円（前年同四半期比199.7%増）と前年同四半期比では大幅な増益となりました。これは各店舗の売上が好調に推移したことに加えて、各経費の細部にわたる見直しにより、店舗数が前年同四半期に比べて純増で7店舗（前年同四半期末は77店舗）増加したものの、販売費及び一般管理費の増加率は前年同四半期比4.2%増にとどまったことによるものであります。

今後も引き続き無理なく規模を拡大しながら、当社の特徴である漁港での鮮魚を直接買付けることのできる権利、すなわち買参権をさらに活かすべく、特に既存店を質的、人的両面ともにさらに充実したものにするために戦略的な営業、人員の採用を引き続き実施していく所存であります。

(2) 財政状態の分析

当第3四半期連結会計期間末における資産の部は、6,731,424千円、負債の部は2,495,779千円、純資産の部は4,235,645千円となりました。この結果、自己資本比率は62.9%となっております。

流動資産

当第3四半期連結会計期間末における流動資産は2,001,723千円となり、前連結会計年度末と比較して116,371千円減少しております。主な要因は、新規出店等による旺盛な設備投資もあり、現金及び預金が190,409千円減少したこと等によるものであります。なお、当第3四半期連結会計期間末の流動資産÷流動負債で表わされる流動比率は、財務健全性の指標である100%を大きく超過する136.9%となっております。

固定資産

当第3四半期連結会計期間末における固定資産は、4,729,701千円となり、前連結会計年度末と比較して95,330千円減少しております。主な要因は、当第3四半期連結累計期間に新規出店した合計9店舗の設備投資の影響等による有形固定資産の増加が89,719千円、のれんの償却等による無形固定資産の減少が124,999千円あったこと等によるものであります。

流動負債

当第3四半期連結会計期間末における流動負債は、1,461,892千円となり、前連結会計年度末と比較して、42,223千円増加しております。主な要因は買掛金が52,912千円増加したこと等によるものであります。

固定負債

当第3四半期連結会計期間末における固定負債は、1,033,886千円となり、前連結会計年度末と比較して、334,013千円減少しております。主な要因は、長期借入金の返済による減少452,901千円及び資産除去債務会計基準の適用に伴い、資産除去債務が新たに発生したことによる増加額が128,320千円あったこと等によるものであります。

純資産の部

当第3四半期連結会計期間末の純資産の部は、4,235,645千円となり、前連結会計年度末と比較して80,088千円増加しております。主な要因は、当第3四半期連結累計期間における四半期純利益167,154千円を計上したことによる利益剰余金の増加及び配当による利益剰余金の減少89,572千円があったこと等によるものであります。

(3) キャッシュ・フローの状況の分析

当第3四半期連結会計期間における当社グループの現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、営業活動によるキャッシュ・フローが222,292千円の資金増、投資活動によるキャッシュ・フローが1,473千円の資金増、財務活動によるキャッシュ・フローが205,527千円の資金減となりました。その結果、当第3四半期連結会計期間末の資金残高は、第2四半期連結会計期間末と比較して21,408千円増加し、1,207,368千円となりました。

当第3四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期連結会計期間において営業活動の結果増加した資金は222,292千円（前年同四半期は42,960千円の資金の増加）となりました。収入の主な内訳は税金等調整前四半期純利益237,395千円、減価償却費及びのれん償却額の合計129,453千円であり、支出の主な内訳は法人税等の支払額151,501千円であります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期連結会計期間において投資活動の結果増加した資金は1,473千円（前年同四半期は205,937千円の資金の使用）となりました。これは主として敷金及び保証金の回収による収入15,316千円、定期積立金の払出による収入34,500千円及び有形固定資産の取得による支出50,860千円があったこと等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期連結会計期間において財務活動の結果使用した資金は205,527千円（前年同四半期は389,064千円の資金の増加）となりました。これは主として、借入金返済による支出160,667千円及び中間配当等の支払額44,786千円があったこと等によるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、以下の設備を取得しております。

提出会社

事業所名（所在地）	設備の内容	帳簿価額（千円）			従業員数 （人）
		建物	その他	合 計	
牛たん荒 八重洲店 (東京都中央区)	店舗設備	15,300	5,816	21,117	2

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末において計画中であった重要な設備の新設等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	31,000,000
計	31,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在 発行数(株) (平成23年11月30日)	提出日現在発行数(株) (平成24年1月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	8,664,400	8,664,400	東京証券取引所 (市場第二部) 名古屋証券取引所 (市場第二部)	単元株式数100株
計	8,664,400	8,664,400	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、平成24年1月1日から当四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行されたものは含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。
平成16年8月26日臨時株主総会において特別決議された第1回新株予約権の状況

	第3四半期会計期間末現在 (平成23年11月30日)
新株予約権の数	2,352個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	940,800株
新株予約権の行使時の払込金額	1株につき25円
新株予約権の行使期間	平成18年8月27日から 平成26年8月26日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 25円 資本組入額 25円
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注)1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整します。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てます。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、発行日後に、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合又は当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合、当社は、合併比率等に応じ必要と認める株式数の調整を行うことができます。

2. 本新株予約権発行後下記の各事由が生じたときは、下記の各算式により調整された1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という)に各新株予約権の目的たる株式の数を乗じた額とします。なお、調整後の行使価額は、1円未満の端数を切り上げます。

(1) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

(2) 当社が時価を下回る価額で新株を発行(新株予約権(新株予約権付社債も含む)の行使による場合及び当社の普通株式に転換できる証券の転換による場合を除く。)する場合又は、当社が時価を下回る価額で自己株式を処分する場合(以下の算式において、新規発行には処分も含むものとし、その場合の1株当たり払込金額は1株当たり処分価額と読み替えるものとする。)

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、算式中の既発行株式数には当社が保有する自己株式を含みません。

3. 新株予約権の行使の条件は、次のとおりであります。
 - (1) 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という）は、権利行使時においても、当社の取締役及び従業員の地位にあることを要するものとします。また、新株予約権者のうち、当社の取引先については、権利行使時においても、当社と取引関係を有するものとします。
 - (2) 新株予約権者が死亡した場合は、相続を認めないものとします。
 - (3) その他の条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定められております。
4. 新株予約権の消却事由及び消却の条件は、次のとおりであります。
 - (1) 当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書、又は当社が分割会社となる会社分割についての分割計画書・分割契約書について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない会社分割の場合は取締役会決議）がなされたとき、並びに株式移転の議案につき株主総会の決議がなされたときは、新株予約権を無償にて消却することができます。
 - (2) 新株予約権者が、上記3(1)(2)に定める規定に基づく新株予約権の行使の条件を満たさず、新株予約権を行使できなくなった場合は、新株予約権を無償で消却できます。
 - (3) その他の消却事由及び消却条件については、平成16年8月26日開催の臨時株主総会決議及び同日開催の取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定められております。
5. 新株予約権の譲渡制限
新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとします。
6. 平成17年8月15日開催の取締役会の決議に基づき、平成17年10月20日付で1株を4株に、また平成23年10月27日開催の取締役会の決議に基づき、平成23年11月18日付で1株を100株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

平成16年8月26日臨時株主総会において特別決議された第2回新株予約権の状況

	第3四半期会計期間末現在 (平成23年11月30日)
新株予約権の数	50個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	20,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株につき25円
新株予約権の行使期間	平成18年8月27日から 平成26年8月26日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 25円 資本組入額 25円
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 5
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整します。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てます。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、発行日後に、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合又は当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合、当社は、合併比率等に応じ必要と認める株式数の調整を行うことができます。

2. 本新株予約権発行後下記の各事由が生じたときは、下記の各算式により調整された 1 株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という）に各新株予約権の目的たる株式の数を乗じた額とします。なお、調整後の行使価額は、1 円未満の端数を切り上げます。

(1) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 当社が時価を下回る価額で新株を発行（新株予約権（新株予約権付社債も含む）の行使による場合及び当社の普通株式に転換できる証券の転換による場合を除く。）する場合又は、当社が時価を下回る価額で自己株式を処分する場合（以下の算式において、新規発行には処分も含むものとし、その場合の 1 株当たり払込金額は 1 株当たり処分価額と読み替えるものとする。）

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、算式中の既発行株式数には当社が保有する自己株式を含みません。

3. 新株予約権の行使の条件は、次のとおりであります。

(1) 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という）は、権利行使時においても、当社の取締役及び従業員の地位にあることを要するものとします。また、新株予約権者のうち、当社の取引先については、権利行使時においても、当社と取引関係を有するものとします。

(2) 新株予約権者が死亡した場合は、相続を認めないものとします。

(3) その他の条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定められております。

4. 新株予約権の消却事由及び消却の条件は、次のとおりであります。

(1) 当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書、又は当社が分割会社となる会社分割についての分割計画書・分割契約書について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない会社分割の場合は取締役会決議）がなされたとき、並びに株式移転の議案につき株主総会の決議がなされたときは、新株予約権を無償にて消却することができます。

(2) 新株予約権者が、上記 3 (1) (2) に定める規定に基づく新株予約権の行使の条件を満たさず、新株予約権を行使できなくなった場合は、新株予約権を無償で消却できます。

(3) その他の消却事由及び消却条件については、平成16年 8 月26日開催の臨時株主総会決議及び同日開催の取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定められております。

5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとします。

6. 平成17年 8 月15日開催の取締役会の決議に基づき、平成17年10月20日付で 1 株を 4 株に、また平成23年10月27日開催の取締役会の決議に基づき、平成23年11月18日付で 1 株を100株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

平成16年8月26日臨時株主総会において特別決議された第3回新株予約権の状況

	第3四半期会計期間末現在 (平成23年11月30日)
新株予約権の数	160個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	64,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株につき 25円
新株予約権の行使期間	平成18年8月27日から 平成26年8月26日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 25円 資本組入額 13円
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注)1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整します。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てます。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、発行日後に、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合又は当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合、当社は、合併比率等に応じ必要と認める株式数の調整を行うことができます。

2. 本新株予約権発行後下記の各事由が生じたときは、下記の各算式により調整された1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という）に各新株予約権の目的たる株式の数を乗じた額とします。なお、調整後の行使価額は、1円未満の端数を切り上げます。

(1) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 当社が時価を下回る価額で新株を発行（新株予約権（新株予約権付社債も含む）の行使による場合及び当社の普通株式に転換できる証券の転換による場合を除く。）する場合又は、当社が時価を下回る価額で自己株式を処分する場合（以下の算式において、新規発行には処分も含むものとし、その場合の1株当たり払込金額は1株当たり処分価額と読み替えるものとする。）

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、算式中の既発行株式数には当社が保有する自己株式を含みません。

3. 新株予約権の行使の条件は、次のとおりであります。

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という）は、権利行使時においても、当社の取締役及び従業員の地位にあることを要するものとします。また、新株予約権者のうち、当社の取引先については、権利行使時においても、当社と取引関係を有するものとします。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合は、相続を認めないものとします。
- (3) その他の条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定められております。

4. 新株予約権の消却事由及び消却の条件は、次のとおりであります。

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書、又は当社が分割会社となる会社分割についての分割計画書・分割契約書について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない会社分割の場合は取締役会決議）がなされたとき、並びに株式移転の議案につき株主総会の決議がなされたときは、新株予約権を無償にて消却することができます。
- (2) 新株予約権者が、上記3(1)(2)に定める規定に基づく新株予約権の行使の条件を満たさず、新株予約権を行使できなくなった場合は、新株予約権を無償で消却できます。
- (3) その他の消却事由及び消却条件については、平成16年8月26日開催の臨時株主総会決議及び平成17年8月15日開催の取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定められております。

5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとします。

6. 平成17年8月15日開催の取締役会の決議に基づき、平成17年10月20日付で1株を4株に、また平成23年10月27日開催の取締役会の決議に基づき、平成23年11月18日付で1株を100株とする株式分割を行っております。

これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

平成17年11月29日第11回定時株主総会において特別決議された第4回新株予約権の状況

	第3四半期会計期間末現在 (平成23年11月30日)
新株予約権の数	370個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	37,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株につき 1,799円
新株予約権の行使期間	平成19年11月30日から 平成27年11月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,799円 資本組入額 900円
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 5
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整します。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てます。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、発行日後に、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合又は当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合、当社は、合併比率等に応じ必要と認める株式数の調整を行うことができます。

2. 本新株予約権発行後下記の各事由が生じたときは、下記の各算式により調整された1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という）に各新株予約権の目的たる株式の数を乗じた額とします。なお、調整後の行使価額は、1円未満の端数は、これを切り上げます。

- (1) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 当社が時価を下回る価額で新株式を発行（新株予約権の行使の場合を除く。）する場合又は自己株式を処分する場合（以下の算式において、新規発行には処分も含むものとし、その場合の1株当たり払込金額は1株当たり処分価額と読み替えるものとする。）

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記計算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とします。

3. 新株予約権の行使の条件は、次のとおりであります。

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という）は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員及び従業員に準ずる地位にあることを要するものとします。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合は、相続を認めないものとします。
- (3) その他の権利行使の条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」において定められております。

4. 新株予約権の消却事由及び消却の条件は、次のとおりであります。

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案又は株式移転の議案が株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で消却することができます。
- (2) 新株予約権者が、上記3に定める条件を満たさなくなったときは、新株予約権を無償で消却することができます。
- (3) その他の消却事由及び消却条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」において定められております。

5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要するものとします。

6. 平成23年10月27日開催の取締役会の決議に基づき、平成23年11月18日付で1株を100株とする株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

す。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成23年11月18日 (注)	8,577,756	8,664,400	—	1,160,771	—	1,219,791

(注) 平成23年11月18日付で、普通株式 1 株を100株に株式分割し、これに伴い株式数が8,577,756株増加しております。

(6) 【大株主の状況】

当第3四半期会計期間において、サントリーピア&スピリッツ株式会社から平成23年11月2日付、アサヒビール株式会社から平成23年10月28日付で、それぞれ大量保有報告書の写しの送付があり、平成23年10月28日現在で以下の株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第3四半期会計期間末における実質所有株式数の確認ができておりません。

なお、大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
サントリーピア&スピリッツ 株式会社	東京都港区台場二丁目3番3号	6,200	7.16
アサヒビール株式会社	東京都墨田区吾妻橋一丁目23番1号	6,000	6.92

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成23年11月17日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成23年11月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式（自己株式等）	-	-	-
議決権制限株式（その他）	-	-	-
完全議決権株式（自己株式等）	（自己保有株式） 普通株式 133,700	-	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式
完全議決権株式（その他）	普通株式 8,530,700	85,307	同上
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	8,664,400	-	-
総株主の議決権	-	85,307	-

(注)平成23年11月18日付の株式分割後の株式に調整しております。

【自己株式等】

平成23年11月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
（自己保有株式） 株一六堂	東京都中央区八重洲一丁目8番9号	133,700	-	133,700	1.54
計	-	133,700	-	133,700	1.54

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成23年 3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
最高(円)	27,500	22,000	20,500	21,500	24,730	25,490	27,500	31,800	31,950 □305
最低(円)	17,000	18,200	17,810	19,010	20,600	20,120	23,600	25,660	25,000 □258

(注) 1. 最高・最低株価は、名古屋証券取引所セントレックス市場におけるものです。

2. □印は、株式分割(平成23年11月18日、1株→100株)による権利落後の最高・最低株価を示しております。

3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期連結会計期間（平成22年9月1日から平成22年11月30日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成22年3月1日から平成22年11月30日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第3四半期連結会計期間（平成23年9月1日から平成23年11月30日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成23年3月1日から平成23年11月30日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期連結会計期間（平成22年9月1日から平成22年11月30日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成22年3月1日から平成22年11月30日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに当第3四半期連結会計期間（平成23年9月1日から平成23年11月30日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成23年3月1日から平成23年11月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位:千円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成23年11月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成23年2月28日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,273,473	1,463,882
売掛金	219,752	165,085
商品	260,919	232,729
その他	247,578	256,397
流動資産合計	2,001,723	2,118,094
固定資産		
有形固定資産		
建物	3,873,880	3,383,479
減価償却累計額	2,111,908	1,840,687
建物(純額)	1,761,971	1,542,791
土地	741,130	741,130
その他	1,159,486	1,191,715
減価償却累計額	916,109	818,877
その他(純額)	243,376	372,837
有形固定資産合計	2,746,479	2,656,759
無形固定資産		
のれん	90,086	210,410
その他	19,167	23,841
無形固定資産合計	109,253	234,252
投資その他の資産		
敷金及び保証金	1,658,108	1,672,829
その他	240,476	285,805
貸倒引当金	24,615	24,615
投資その他の資産合計	1,873,969	1,934,019
固定資産合計	4,729,701	4,825,031
資産合計	6,731,424	6,943,126

(単位：千円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成23年11月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成23年2月28日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	210,500	157,588
1年内返済予定の長期借入金	603,868	683,768
未払法人税等	110,689	113,038
その他	536,834	465,274
流動負債合計	1,461,892	1,419,668
固定負債		
長期借入金	801,063	1,253,964
資産除去債務	128,320	-
その他	104,503	113,936
固定負債合計	1,033,886	1,367,900
負債合計	2,495,779	2,787,569
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,160,771	1,160,771
資本剰余金	1,219,791	1,219,791
利益剰余金	1,959,102	1,881,520
自己株式	118,821	118,821
株主資本合計	4,220,842	4,143,260
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	14,802	12,296
評価・換算差額等合計	14,802	12,296
純資産合計	4,235,645	4,155,557
負債純資産合計	6,731,424	6,943,126

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成22年3月1日 至 平成22年11月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年3月1日 至 平成23年11月30日)
売上高	6,396,833	7,063,500
売上原価	1,681,076	1,876,443
売上総利益	4,715,757	5,187,056
販売費及び一般管理費	4,536,363	4,742,119
営業利益	179,393	444,937
営業外収益		
受取利息	262	148
受取配当金	6,983	4,031
協賛金収入	95,448	111,236
その他	14,248	17,099
営業外収益合計	116,941	132,515
営業外費用		
支払利息	16,817	15,907
為替差損	8,639	14,835
その他	489	1,533
営業外費用合計	25,946	32,275
経常利益	270,389	545,177
特別利益		
固定資産売却益	19	-
受取保険金	3,534	-
特別利益合計	3,554	-
特別損失		
固定資産除却損	29	-
損害賠償金	3,224	2,592
減損損失	26,824	-
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	68,690
その他	3,587	1,290
特別損失合計	33,665	72,573
税金等調整前四半期純利益	240,277	472,604
法人税、住民税及び事業税	140,293	258,403
法人税等調整額	16,025	47,046
法人税等合計	156,318	305,449
少数株主損益調整前四半期純利益	-	167,154
四半期純利益	83,958	167,154

【第3四半期連結会計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結会計期間 (自 平成22年9月1日 至 平成22年11月30日)	当第3四半期連結会計期間 (自 平成23年9月1日 至 平成23年11月30日)
売上高	2,185,323	2,480,023
売上原価	560,569	657,059
売上総利益	1,624,754	1,822,963
販売費及び一般管理費	1,556,381	1,621,659
営業利益	68,372	201,304
営業外収益		
受取利息	98	47
協賛金収入	34,287	37,192
為替差益	-	3,169
その他	1,690	3,400
営業外収益合計	36,076	43,810
営業外費用		
支払利息	5,512	4,747
為替差損	8,639	-
その他	195	379
営業外費用合計	14,347	5,127
経常利益	90,101	239,987
特別利益		
固定資産売却益	19	-
特別利益合計	19	-
特別損失		
損害賠償金	-	2,592
店舗閉鎖損失	437	-
特別損失合計	437	2,592
税金等調整前四半期純利益	89,683	237,395
法人税、住民税及び事業税	46,777	105,893
法人税等調整額	3,929	14,695
法人税等合計	50,707	120,588
少数株主損益調整前四半期純利益	-	116,806
四半期純利益	38,976	116,806

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成22年3月1日 至 平成22年11月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年3月1日 至 平成23年11月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	240,277	472,604
減価償却費	269,126	324,710
減損損失	26,824	-
のれん償却額	155,150	120,324
受取利息及び受取配当金	7,245	4,179
支払利息	16,817	15,907
為替差損益 (は益)	8,639	14,835
有形固定資産売却損益 (は益)	19	-
固定資産除却損	29	-
受取保険金	3,534	-
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	68,690
損害賠償金	3,224	2,592
売上債権の増減額 (は増加)	46,202	54,666
たな卸資産の増減額 (は増加)	68,483	24,497
仕入債務の増減額 (は減少)	27,592	52,912
未払金の増減額 (は減少)	18,324	36,211
未払消費税等の増減額 (は減少)	51,205	25,077
その他の流動資産の増減額 (は増加)	8,937	5,686
その他の流動負債の増減額 (は減少)	4,744	8,981
その他の固定負債の増減額 (は減少)	32,945	29,501
その他	9,245	18,437
小計	551,933	1,054,125
利息及び配当金の受取額	6,621	3,928
利息の支払額	17,012	15,764
保険金の受取額	3,534	-
損害賠償金の支払額	3,224	1,870
法人税等の支払額	265,510	278,990
営業活動によるキャッシュ・フロー	276,341	761,428
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	723,165	321,902
無形固定資産の取得による支出	3,833	428
定期預金の払戻による収入	114,000	96,000
定期預金の預入による支出	87,000	76,500
敷金及び保証金の差入による支出	244,523	25,868
敷金及び保証金の回収による収入	41,004	41,219
短期貸付金の増減額 (は増加)	53	1,927
その他	24,120	3,171
投資活動によるキャッシュ・フロー	927,585	288,723

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成22年3月1日 至 平成22年11月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年3月1日 至 平成23年11月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	1,920,000	-
長期借入金の返済による支出	821,694	532,801
社債の償還による支出	15,000	-
リース債務の返済による支出	-	6,418
株式の発行による収入	60	-
配当金の支払額	87,427	89,572
財務活動によるキャッシュ・フロー	995,937	628,791
現金及び現金同等物に係る換算差額	8,639	14,835
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	336,054	170,921
現金及び現金同等物の期首残高	988,318	1,378,289
現金及び現金同等物の四半期末残高	1,324,373	1,207,368

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年3月1日 至 平成23年11月30日)
会計処理基準に関する事項の変更	資産除去債務に関する会計基準の適用 第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。 これにより、当第3四半期連結累計期間の営業利益及び経常利益はそれぞれ9,588千円減少し、税金等調整前四半期純利益は78,279千円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は128,320千円であります。

【表示方法の変更】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年3月1日 至 平成23年11月30日)
(四半期連結損益計算書) 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第3四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目で表示しております。
当第3四半期連結会計期間 (自 平成23年9月1日 至 平成23年11月30日)
(四半期連結損益計算書) 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第3四半期連結会計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目で表示しております。

【簡便な会計処理】

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年3月1日 至 平成23年11月30日)
1. 固定資産の減価償却費の算定方法	定率法を採用している資産については、当連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。
2. 棚卸資産の評価方法	当第3四半期連結会計期間末の棚卸高の算出に関しては、実地棚卸を省略し、前連結会計年度末の実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算出する方法によっております。
3. 法人税等並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法	法人税等の納付税額の算定に関しては、加味する加減算項目や税額控除項目を重要なものに限定する方法によっております。 また、繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められるので、前連結会計年度において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第3四半期連結累計期間(自 平成23年3月1日 至 平成23年11月30日)

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

該当事項はありません。

(四半期連結損益計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自 平成22年3月1日 至 平成22年11月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年3月1日 至 平成23年11月30日)
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。
給与手当 1,644,063 千円	給与手当 1,645,694 千円
地代家賃 1,092,760 千円	地代家賃 1,236,199 千円
前第3四半期連結会計期間 (自 平成22年9月1日 至 平成22年11月30日)	当第3四半期連結会計期間 (自 平成23年9月1日 至 平成23年11月30日)
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。
給与手当 565,116 千円	給与手当 585,127 千円
地代家賃 374,393 千円	地代家賃 419,174 千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第 3 四半期連結累計期間 (自 平成22年 3 月 1 日 至 平成22年11月30日)	当第 3 四半期連結累計期間 (自 平成23年 3 月 1 日 至 平成23年11月30日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借 対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年11月30日現在)	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借 対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成23年11月30日現在)
現金及び預金勘定 1,384,436 千円	現金及び預金勘定 1,273,473 千円
預入期間が 3 ヶ月を超える定期 預金 26,063 千円	預入期間が 3 ヶ月を超える定期 預金 32,105 千円
預入期間が 3 ヶ月を超える定期 積立預金 34,000 千円	預入期間が 3 ヶ月を超える定期 積立預金 34,000 千円
現金及び現金同等物 1,324,373 千円	現金及び現金同等物 1,207,368 千円

(株主資本等関係)

当第 3 四半期連結会計期間末 (平成23年11月30日) 及び当第 3 四半期連結累計期間 (自 平成23年 3 月 1 日 至 平成23年11月30日)

- 1 . 発行済株式の種類及び総数
普通株式 8,664,400株
- 2 . 自己株式の種類及び株式数
普通株式 133,700株
- 3 . 新株予約権等に関する事項
該当事項はありません。

4 . 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1 株当たり配 当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年 4 月 8 日取締役会	普通株式	44,786	525	平成23年 2 月28日	平成23年 5 月31日	利益剰余金
平成23年 9 月 30日取締役会	普通株式	44,786	525	平成23年 8 月31日	平成23年11月 4 日	利益剰余金

- (2) 基準日が当第 3 四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第 3 四半期連結会計期間
の末日後となるもの
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自平成22年9月1日至平成22年11月30日)

飲食事業の売上高及び営業利益の金額は、全セグメント売上高及び営業利益の金額の合計額に占める割合がいずれも90%超であるため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

前第3四半期連結累計期間(自平成22年3月1日至平成22年11月30日)

飲食事業の売上高及び営業利益の金額は、全セグメント売上高及び営業利益の金額の合計額に占める割合がいずれも90%超であるため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自平成22年9月1日至平成22年11月30日)

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、記載しておりません。

前第3四半期連結累計期間(自平成22年3月1日至平成22年11月30日)

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、記載しておりません。

【海外売上高】

前第3四半期連結会計期間(自平成22年9月1日至平成22年11月30日)

海外売上高がないため記載しておりません。

前第3四半期連結累計期間(自平成22年3月1日至平成22年11月30日)

海外売上高がないため記載しておりません。

【セグメント情報】

当第3四半期連結累計期間(自平成23年3月1日至平成23年11月30日)及び当第3四半期連結会計期間(自平成23年9月1日至平成23年11月30日)

当社グループは、飲食事業ならびにこれに付帯する業務の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(追加情報)

第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号平成20年3月21日)を適用しております。

(1 株当たり情報)

1 . 1 株当たり純資産額

当第 3 四半期連結会計期間末 (平成23年11月30日)	前連結会計年度末 (平成23年 2 月28日)
1 株当たり純資産額 496.52円	1 株当たり純資産額 48,712.97円

(注) 当社は、平成23年11月18日付で株式 1 株につき100株の株式分割を行っております。当該株式分割が前連結会計年度の開始の日に行われたと仮定した場合における前連結会計年度の 1 株当たり純資産額は487.13円であります。

2 . 1 株当たり四半期純利益金額等

前第 3 四半期連結累計期間 (自 平成22年 3 月 1 日 至 平成22年11月30日)	当第 3 四半期連結累計期間 (自 平成23年 3 月 1 日 至 平成23年11月30日)
1 株当たり四半期純利益金額 984.28円	1 株当たり四半期純利益金額 19.59円
潜在株式調整後 1 株当たり四半期 純利益金額 886.05円	潜在株式調整後 1 株当たり四半期 純利益金額 17.70円

(注) 1 . 1 株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以 下のとおりであります。

	前第 3 四半期連結累計期間 (自 平成22年 3 月 1 日 至 平成22年11月30日)	当第 3 四半期連結累計期間 (自 平成23年 3 月 1 日 至 平成23年11月30日)
1 株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益 (千円)	83,958	167,154
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益 (千円)	83,958	167,154
期中平均株式数 (株)	85,299	8,530,700
潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額 (千円)	—	—
普通株式増加数 (株)	9,456	915,534
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株 当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった 潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動が あったものの概要	—	—

2 . 当社は、平成23年11月18日付で株式 1 株につき100株の株式分割を行っております。当該株式分割が前連結会計年度の開始の日に行われたと仮定した場合における前第 3 四半期連結累計期間に係る 1 株当たり四半期純利益金額は9.84円、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額は8.86円であります。

前第3四半期連結会計期間 (自平成22年9月1日 至平成22年11月30日)		当第3四半期連結会計期間 (自平成23年9月1日 至平成23年11月30日)	
1株当たり四半期純利益金額	456.89円	1株当たり四半期純利益金額	13.69円
潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額	412.06円	潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額	12.34円

(注) 1. 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結会計期間 (自平成22年9月1日 至平成22年11月30日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成23年9月1日 至平成23年11月30日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(千円)	38,976	116,806
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益(千円)	38,976	116,806
期中平均株式数(株)	85,307	8,530,700
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(千円)	—	—
普通株式増加数(株)	9,280	931,973
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株 当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった 潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動が あったものの概要	—	—

2. 当社は、平成23年11月18日付で株式1株につき100株の株式分割を行っております。当該株式分割が前連結会計年度の開始の日に行われたと仮定した場合における前第3四半期連結会計期間に係る1株当たり四半期純利益金額は4.57円、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額は4.12円であります。

(重要な後発事象)
該当事項はありません。

2【その他】

平成23年9月30日開催の取締役会において、剰余金配当に関し、次のとおり決議いたしました。

(イ) 配当金の総額	44,786千円
(ロ) 1株当たりの金額	525円
(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日	平成23年11月4日

(注) 平成23年8月31日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年 1 月11日

株式会社一六堂
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 瀬戸 卓 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 水野 雅史 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社一六堂の平成22年3月1日から平成23年2月28日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成22年9月1日から平成22年11月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成22年3月1日から平成22年11月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社一六堂及び連結子会社の平成22年11月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （注） 1．上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
- 2．四半期連結財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年12月28日

株式会社一六堂
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 瀬戸 卓 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 水野 雅 史 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社一六堂の平成23年3月1日から平成24年2月29日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成23年9月1日から平成23年11月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成23年3月1日から平成23年11月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社一六堂及び連結子会社の平成23年11月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （注） 1．上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
- 2．四半期連結財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。